



# 正副会長の活動状況

## — 会務報告 —

日本弁理士会副会長  
藤沢 昭太郎

### 1. はじめに

本年度日本弁理士会副会長を務めさせていただいております、藤沢昭太郎です。現在（＝2020年6月初旬）、コロナ禍によって、産業構造や生活に重大な影響が出ており、この影響がどこまで広がるのか、どのような影響が出るのか、誰も正確には分からない状況です。

本年度の弁理士会としては、コロナ禍の影響を踏まえて、各会員の先生方の事業活動をサポートすべく、会務活動を進めて参りたいと考えております。

また、本年度の附属機関や委員会は、現在、特に必要な活動以外は、正式には活動を開始しておりません。そのため、今年度の活動状況をご報告させて頂くことはできず、今年度の活動予定についてご報告させて頂きます。

### 2. 会務報告

今年度私は、知的財産経営センター、財務委員会、中長期課題検討委員会、経営基盤強化委員会、弁理士法改正委員会（副）、監事会、及び北陸会を担当させて頂いております。

#### [知的財産経営センター]

知的財産経営センターは、知財経営に関連する各分野での専門性を高め、その知見と情報の相互活用及び一元化を図ることにより、価値評価事業の推進、中小企業支援を行い、産業社会における知財の活用をさらに促進すること、また、会員への情報提供を通じて、コア業務及び周辺業務の充実化支援を図ることを趣旨として設立されました。

弁理士知財キャラバンで得られた知見を活かし、優良と考えられる企業に対し、集中的にサポートを行う弁理士知財キャラバン Ver.2 を昨年度から実行しています。本年度も弁理士知財キャラバン Ver.2 を継続し、

その成果を公開可能な事例として会員に提供する予定です。また、知財経営コンサルティングマニュアルを改訂し、事例と併せて提供します。本年度は特に、中小企業・スタートアップからビジネスプランを募るビジネスプランコンテスト（仮称）の開催を企画します。具体的には、入賞した企業に知財を活用するためのコンサル支援を行い、その成果として特許・意匠・商標の出願をすることも可能とするコンテストとします（弁理士手数料の一部も援助）。なお、コンサルを行うにあたっては、技術マッチングの提案や補助金コンサル等も含めて、知的財産経営センターのこれまでのノウハウを駆使します。また、技術はあるが知財管理ができておらず、技術移転が難しい状況にある中小企業の事業の承継・売却を知財面から支援するメニューの開発を検討します（技術ノウハウがあるが書面化・権利化されていない中小企業を想定）。具体的には、技術の書面化（見える化）及び権利化、ノウハウの体系化、クリアランス調査、知財価値評価等を支援するためのスキームを検討すると共に、弁理士知財キャラバン Ver.2 のメニュー拡充を検討します。

#### [財務委員会]

財務委員会は、日本弁理士会の財政状況を把握するとともに、会の財産全体について検討する委員会です。

本年度は特に、各地域会、各附属機関の予算執行率の可視化について検討します。また、弁理士会基金（＝10年サイクルで行われる弁理士の日の記念事業と、弁理士会の不測の事態に備えるための準備金）の積立の要否について検討します。

#### [中長期課題検討委員会]

中長期課題検討委員会は、弁理士や弁理士会の中長期的な課題を検討する委員会です。

昨年度は、各機関から中長期的な課題の提案を求

め、集計しました。この結果を踏まえ、本年度は、将来の弁理士像の予測及びアクションプランの検討を進めます。具体的には、10年後の会員の分布（年齢、就業先種別等）及び業務形態（例えば、特定技術分野特化型、テレワーク型、コンサル型）を予測し、あるべき姿を実現するためのアクションプランを検討します。また、予測した会員の分布を踏まえ、日本弁理士会が中長期にわたり投資すべき事業ドメイン（例えば、広報、IT インフラ）及び必要な組織改革を検討します。また、予算要求事業の性格や経緯を踏まえ、棚卸の優先度の高い事業から、継続や改廃について判断するための事業の棚卸ルールを作成します。

#### [経営基盤強化委員会]

経営基盤強化委員会は、会員の事務所等の経営基盤を強化するための方策を検討する委員会です。

本年度は特に、弁理士事務所の生産性向上のため、IT ツール等（RPA、テレワーク、グループウェア、チャットツール、補助金サイト等）の検討及び提言を行います。この事業については、コロナウイルスの蔓延を防止し、安全に業務活動を行うため、凶らずも、重要性が高まりました。また、弁理士1人事務所で不測の事態が生じたときの対応策の検討・提案を行います。また、弁理士の副業についての調査・提案を行います。更に、今年度も事業の承継や共同化の相手を探す場を提供すべく、弁理士同士の会員マッチングセミナーを開催する予定です。また、冊子「弁理士業務標準」（第12版）の内容更新を行う予定です。

#### [弁理士法改正委員会]

弁理士法は、これまで7年ごとに（平成12年、19年、26年）に改正されてきました。弁理士法改正委員会は、昨年度の第2回臨時総会で、次回の弁理士法改正（令和3年）の方向を決議しました。その決議に基づき、次回の弁理士法改正に向けた活動を行います。

#### [監事会]

監事会は、選挙で選出された10名の監事と2名の外部監事によって構成されております。月一回開催される監事会では、会務と財務の両面から会務活動の適性を監査頂き、監事の皆様からご意見を頂戴して会務に反映させています。

#### [北陸会]

北陸会は新潟県・富山県・石川県・福井県の4県で構成されております。今年度の北陸会の基本方針は、以下の通りです。

絆プロジェクト事業に積極的協力、実行していく。また、本会とは別の角度から、北陸会の独自性を出した活動を行い、金融機関だけでなく、中小企業と深いかかわりを持つ中小企業診断士等、他士業とも連携を行い、金融機関、中小企業診断士その他の士業及び弁理士のそれぞれがメリットを享受できる相互連携を構築することで、中小企業等に対する知的財産創生の効率的な支援や知財意識の向上を図る。

具体的には、金融機関・中小企業診断士と連携することで、中小企業のものづくり（知財創生）を促進するとともに、中小企業の知財意識を高めるためのシンポジウムを開催します。